

様式第 2 号の 1－②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 1－①を用いること。

学校名	米田柔整専門学校
設置者名	米田学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	柔道整復科第 1 部	夜・通信	11	9	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

事務局に設置する刊行物による公表。名称：2025 年度米田学園公開情報

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－① 【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第 2 号の 2－②を用いること。

学校名	米田柔整専門学校
設置者名	米田学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

事務局に設置する刊行物による公表。名称：2025 年度米田学園公開情報

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	ジャーナリスト	2025.6.14～4 年以内に終了 する会計年度 のうち最終の ものに関する 定時 h y 王議 員会の終結の 時まで	社会貢献・地域貢献
非常勤	歯科医師	2025.6.14～4 年以内に終了 する会計年度 のうち最終の ものに関する 定時 h y 王議 員会の終結の 時まで	防災・BCP
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	米田柔整専門学校
設置者名	米田学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 【授業計画(シラバス)の内容】 ・ 授業科目名 ・ 担当学年 ・ 教育方針と目的(学習の到達目標) ・ 教育項目・範囲(要点) ・ 成績評価 ・ 教科書 ・ 参考書 ・ 授業計画(回数、授業の概要) ・ 実務経験のある教員による授業科目(実務経験の具体的内容、関連性) 【授業計画(シラバス)の作成過程】 ・ 事務が全体会議にてシラバス作成について説明 ・ 事務がシラバス様式一式を確認 ・ 事務が全教員にシラバス作成を依頼 *シラバス作成を依頼する際、学生に対して年2回実施する授業アンケートを基に授業内容の改善を図るよう各教員へ促している ・ 全教員が事務にシラバスを提出 ・ 教育課程編成委員会がシラバスを点検し、記載事項に不備があるシラバスの再提出を依頼 ・ 該当教員が事務にシラバスを再提出 ・ 教育課程編成委員会がシラバスを再点検 ・ シラバス完成 【授業計画(シラバス)の公表時期】 ・ 2025年度においては6月30日に公表	
授業計画書の公表方法	事務局に設置する刊行物による公表。 名称：2025年度米田学園公開情報
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 下記内容を年度初めのガイダンスにて学生心得として学生に配布及び説明を行う。成績評価の基本は年 2 回の定期考査となるが、一部実技の授業などでは授業内に試験を行うこともある。進級不可となった場合は未成年者では保護者同席のもと申し渡しを行っている。 〈成績評価〉 定期考査の年間平均点が 60 点以上ある場合は当該授業科目の単位を履修すること 学則に掲げる各授業科目の出席時間数が授業時間数の 3 分の 2 を満たすこと この両者が満たされた場合は当該授業の単位を認定する。 必修単位制として各学年においてすべての授業科目の認定を受けることを必須としている。進級及び卒業の認定は、学業成績及び単位の修得ならびに出欠状況等により教務会議を経て校長が認めるが、次の各項に該当する者は原級留置とする。 1) 進級認定 教務会の議を経て校長が認可する。但し、次の各項に該当する者は、進級できない。 (1) 1 年間で出席しなければならない日数の 3 分の 2 以上を出席していない者 (2) 学則に掲げる各授業科目の出席時間数が授業時間数の 3 分の 2 に満たない者 (3) 当該学年で修得すべきすべての単位を修得していない者 (4) 期日までに所定の学費を納入しない者 (5) その他校長が裁定した者	
3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 科目ごとの成績評価を点数(100 点満点)に換算した上で、取得した点数の平均を求める仕組みを導入している	
客観的な指標の算出方法の公表方法	事務局に設置する刊行物による公表。 名称：2025 年度米田学園公開情報

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 【卒業の認定に関する方針】 柔道整復師として立派に社会に貢献できる礎として学業、実習を通して医療人としての最低限の規律、マナーを修得し、就業してからも周囲との協調性を重んじて自己中心的ではなく、全体最適の考えを尊重できる人材を育成する。また国家試験に対しては十分に合格し得る能力を身に付け、医療現場でのリスク管理を行えるように鑑別能力などを養う。柔道整復師として外傷を扱うための包帯技術の修得は必須であり、救急救命処置や各種評価法など医療人としての基礎を形成すること。 【卒業認定】 教務会の議を経て校長が認可する。但し、次の各項に該当する者は卒業できない。 (1) 1年間で出席しなければならない日数の3分の2以上を出席していない者 (2) 学則に掲げる各授業科目の出席時間数が授業時間数の3分の2に満たない者 (3) 卒業までにすべての単位を修得していない者 (4) 公益財団法人柔道整復研修試験財団が実施している認定実技審査に合格していない者 (5) 期日までに所定の学費を納入しない者 (6) その他校長が裁定した者	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	事務局に設置する刊行物による公表。 名称：2025年度米田学園公開情報

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	米田柔整専門学校
設置者名	米田学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	事務局に設置する刊行物による公表。名称：2025年度米田学園公開情報
収支計算書又は損益計算書	https://yoneda.ac.jp/
財産目録	事務局に設置する刊行物による公表。名称：2025年度米田学園公開情報
事業報告書	事務局に設置する刊行物による公表。名称：2025年度米田学園公開情報
監事による監査報告（書）	事務局に設置する刊行物による公表。名称：2025年度米田学園公開情報

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
医療関係		医療専門課程	柔道整復科第 1 部	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	153 単位	127 単位	0 単位	4 単位	0 単位	22 単位
			153 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240 人		205 人	0 人	11 人	61 人	72 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式2号の3の1の様に、各教員がシラバスを作成し公開している。各学年担当が年度末に該当する学年の指導方針や方法を決定する。この方針は全体会議等、日々積み上げられた教務及び学校長の意見を踏まえ、年に数回実施する授業アンケートを極力取り込んだ講義を実施している。
成績評価の基準・方法
（概要） 定期考査の年間平均点が60点以上ある場合は当該授業科目の単位を履修すること 学則に掲げる各授業科目の出席時間数が授業時間数の3分の2を満たすこと この両者が満たされた場合は当該授業の単位を認定する。 必修単位制として各学年においてすべての授業科目の認定を受けることを必須としている。進級及び卒業の認定は、学業成績及び単位の修得ならびに出欠状況等により教務会議を経て校長が認める。

卒業・進級の認定基準 (概要) 【進級認定】 教務会の議を経て校長が認可する。但し、次の各項に該当する者は、進級できない。 (1) 1年間で出席しなければならない日数の3分の2以上を出席していない者 (2) 学則に掲げる各授業科目の出席時間数が授業時間数の3分の2に満たない者 (3) 当該学年で修得すべきすべての単位を修得していない者 (4) 期日までに所定の学費を納入しない者 (5) その他校長が裁定した者 【卒業認定】 教務会の議を経て校長が認可する。但し、次の各項に該当する者は卒業できない。 (1) 1年間で出席しなければならない日数の3分の2以上を出席していない者 (2) 学則に掲げる各授業科目の出席時間数が授業時間数の3分の2に満たない者 (3) 卒業までにすべての単位を修得していない者 (4) 公益財団法人柔道整復研修試験財団が実施している認定実技審査に合格していない者 (5) 期日までに所定の学費を納入しない者 (6) その他校長が裁定した者
学修支援等 (概要) 学生が日々学校生活を送る中で学校が実施していること、基本的に学業に限らず職に関することも含まれる。 担任制の導入(複数人)により、学習に関することや学校生活に関すること等を相談することができる。 他、自己学習を行うことの可能なメディアセンターを開放し、設置してあるPCを使って、講義以外の時間帯に、必要な動画の視聴等も可能である。 教材(模型)は各自、申し出により利用することが可能であり、必要に応じて教員が指導を行う。 就職に関しても専門職員を配置し、面接・見学の調整や各学生に応じた履歴書の見直し、書き方の指導等を実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
57人 (100%)	1人 (1.8%)	52人 (91.2%)	4人 (7.0%)
(主な就職、業界等) 病院、診療所、接骨院			
(就職指導内容) 合同就職説明会、履歴書の添削、模擬面接、個人面談、個別相談			
(主な学修成果(資格・検定等)) 柔道整復師国家試験受験資格			

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
192 人	9 人	4.6%
(中途退学の主な理由) 一身上の都合、勉学意欲の低下		
(中退防止・中退者支援のための取組) 長期欠席者に対しては、欠席が連続した時点で本人または保護者に対して連絡を行い欠席理由を確認している。正当な理由なく欠席している学生に対しては、精神的な不安定さを改善するために本人と面談を行い、解決策を学生と共に考え指導を行っている。 成績不良者に対しては、補充講義を行うと共に学生に課題を与えるなど勉強のきっかけを与えるよう努めている。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
柔道整復 科第1部	300,000 円	880,000 円	440,000 円	実習費、施設費、教材費、 外部実習費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ https://yoneda.ac.jp/
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 米田柔整専門学校により実践的な職業教育の質を確保するため、教育活動の観察や意見交換等を通じて、本校の自己評価の結果を評価することを目的に設置する学校関係者評価委員会を設置する。実践的な職業教育機関としての専修学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、関係業界等からのニーズを踏まえた教育活動等の評価や情報公開が、組織を改善するためのPDCAサイクルの中に位置づけられ、①教育の質の改善、②社会に対する説明責任、③学校評価を通じたガバナンス改善に向けた自主的な取組を促進していくことが重要となる。米田柔整専門学校の業務改善部の一角として学校関係者評価は重要な役割を担うため、多角的な視点から評価を行っていくこととする。実施方法は年2回(8月・3月)の会議を基本とする。 ＜学校関係者評価の活用状況＞ 学校運営についてキャリア教育がひとつ中心の考え方となるため、今後は学内だけでなく、学外での現場実習を視野に入れて企業連携を強化していくきっかけとなった。 教育活動の評価項目では今後、臨床現場におけるキャリア教育を充実されるため、学内における接遇面を中心とした社会的マナー、法律面のコンプライアンス等の教育精度をより高めていただきたいとの意見があった。それに対して、実技講義を中心に接遇の評価項目を重要視することとした。 また教育環境では学外実習の重要性を示されており、積極的な学外実習への取り組みの準備を進めることとなった。卒業してからの本校学生の質向上のためにも、学外実習は非常に意義のあるものだと考える。以前の会議では米田病院実習について意見を賜り、一人あたりの実習時間が少ないと指摘があった。今後講義との兼ね合いをみながら実習時間の見直しも検討して行くこととなった。また幅広い年代との卒業後の連携も期待されているため、セミナーなどを積極的に開催して多岐に渡る「つながり」を強化していきたいと考えている。 学生の受け入れ募集では社会人向けの職業体験会の実施の提案があり、今年度から社会人の多い夜間コースに対して、夜間向けの学校説明会を別途開催する契機となった。全体的には学生の質の向上、学校外の施設との密な連携を求められているため、この2点を重く受け止め、学校改善につなげていく所存である。

評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	・理念・目的・育成人材像は定められているか ・学校における職業教育の特色は何か ・社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか ・理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか ・教育目標、育成人材像は、業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2) 学校運営	・目的等に沿った運営方針が策定されているか ・事業計画に沿った運営方針が策定されているか ・運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか有効に機能しているか ・人事、給与に関する制度は整備されているか ・教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか ・業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ・教育活動に関する情報公開が適切になされているか ・情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3) 教育活動	・教育理念等に沿った教育課程の編制・実施方針等が策定されているか ・教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか ・学科等のカリキュラムは体系的に編制されているか ・キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか ・関連分野の企業・関係施設等、業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか ・関連分野における実践的な職業教育が体系的に位置づけられているか ・授業評価の実施・評価体制はあるか ・職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか ・成績評価・単位認定の基準は明確になっているか ・資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか ・人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備え

	た教員を確保しているか ・関連分野における業界等との連携において優れた教員(本務) ・兼務含め)の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか ・職員の能力開発のための研修等が行われているか
(4) 学修成果	・就職率の向上が図られているか ・資格取得率の向上が図られているか ・卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか ・卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか
(5) 学生支援	・進路・就職に関する支援体制は整備されているか ・学生相談に関する体制は整備されているか ・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか ・課外活動に対する支援体制は整備されているか ・学生の生活環境への支援は行われているか ・保護者と適切に連携しているか ・卒業生への支援体制はあるか ・社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか ・高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか
(6) 教育環境	・施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか

	・防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	・学生募集活動は、適正に行われているか ・学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ・学納金は妥当なものとなっているか
(8) 財務	・中長期的に学校の財産基盤は安定しているといえるか ・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ・財務について会計監査が適正に行われているか ・財務情報公開の体制整備はできているか
(9) 法令等の遵守	・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ・個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか ・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか ・自己評価結果を公開しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ・生徒のボランティア活動を奨励、支援しているか ・地域に対する公開講座・教育訓練の受託等を積極的に実施しているか

評価委員会の構成

- ・委員の定数は4名とする。
- ・委員は企業、業界団体、卒業生から選出する。ただし、学校職員は委員になれない。

学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
公益社団法人 愛知県柔道整復師会	R05/08/01～R07/07/31	業界団体役員
服部整形外科	R07/05/01～R09/04/30	卒業生
加納接骨院	R05/08/01～R07/07/31	卒業生
森ファミリー接骨院	R05/08/01～R07/07/31	企業委員

学校関係者評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
ホームページ <https://yoneda.ac.jp/>

第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

事務局に設置する刊行物による公表。名称：2025 年度米田学園公開情報

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H123310000277
学校名（〇〇大学 等）	米田柔整専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人米田学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		27人（3）人	26人（4）人	29人（5）人
内 訳	第Ⅰ区分	16人	12人	
	（うち多子世帯）	（－人）	（－人）	
	第Ⅱ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（－人）	（－人）	
	第Ⅲ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（－人）	（－人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－人	－人	
	区分外（多子世帯）	－人	－人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				29人（5）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良である
ことについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたこと
により認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	-	人	人
GPA等が下位4分の1	-	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	-	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。